

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 6月26日
【会社名】	積水化学工業株式会社
【英訳名】	Sekisui Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 根岸 修史
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満二丁目 4 番 4 号
【電話番号】	06 - 6365 - 4105
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 長沼 守俊
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目 3 番17号
【電話番号】	03 - 5521 - 0521
【事務連絡者氏名】	C S R部人事グループ長 佐藤 隆士
【縦覧に供する場所】	積水化学工業株式会社東京本社 (東京都港区虎ノ門二丁目 3 番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

(注) は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、株主等の縦覧の便宜のために備えるもの
あります。

1【提出理由】

平成25年6月26日開催の当社第91回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円 配当総額 4,649,638,122円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月27日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、根岸修史、松永隆善、高下貞二、高見浩三、久保肇、上ノ山智史、長島徹及び石塚邦雄の8氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、長田洋氏を選任する。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社子会社の代表取締役及び一部取締役ならびに幹部従業員、当社持分法適用会社のうち当社の議決権所有割合が35%超50%未満の4社の代表取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権（上限：600個）の募集事項の決定を当社取締役会に委任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	431,038	96	248	(注)1	(注)2 可決(99.90%)
第2号議案				(注)1	(注)2
根岸 修史	424,824	6,395	248		可決(98.46%)
松永 隆善	427,763	3,457	248		可決(99.14%)
高下 貞二	427,764	3,456	248		可決(99.14%)
高見 浩三	427,737	3,483	248		可決(99.13%)
久保 肇	427,752	3,468	248		可決(99.14%)
上ノ山 智史	427,764	3,456	248		可決(99.14%)
長島 徹	426,671	4,550	248		可決(98.89%)
石塚 邦雄	428,257	2,964	248		可決(99.25%)
第3号議案				(注)1	(注)2
長田 洋	425,469	5,748	248		可決(98.61%)
第4号議案				(注)1	(注)2
	422,005	9,169	248		可決(97.82%)

注)1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上